

第3号研修

喀痰吸引等研修募集要項

2021年度 介護職員等による喀痰吸引等の研修の受講者を募集します

介護老人保健施設アルカディアでは、介護保険施設・事業所・居宅において必要なケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことのできる介護職員等を要請することを目的とした研修事業を以下の要項で開催します。受講希望の方は、以下の要項及び注意事項をよくお読みの上、所定の期間内にお申込み下さい。



●研修実施機関

社会医療法人仁愛会 在宅総合センター 介護老人保健施設アルカディア
〒901-2132 浦添市伊祖 4-16-1

●研修内容

第3号研修（基本研修 講義 8 時間、演習）

- ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

※実地研修：特定の利用者に対する特定の行為のみ実施

●研修日程

講義、演習 **令和3年5月15日、16日** ※詳細は別紙カリキュラム参照

●会場

介護老人保健施設アルカディア

※車でお越しの場合、駐車場は病院立体駐車場となります（無料駐車券を発行します）

●受講定員：15名

●受講料

①基本研修：**15,000円**

※テキスト代は別途必要となります。研修開始初日に販売いたします。

研修テキスト：「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（中央法規出版）

販売価格：**2,592円**（消費税込）

②実地研修：**5,000円**（事務手数料）

※①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 特定の行為のみ実施

※医療介護ネットワーク 2025 会員施設は **5,000円** 割引します。

受講料合計 20,000円+テキスト代

※基本研修受講済みで、実地研修のみを希望される場合は、申込書に記載の上、基本研修を修了している事を証明する書類の写しを同封ください。

※実地研修のみの場合は、**行為別演習：5,000円+事務手数料 5,000円**

●応募期間

令和3年3月16日（火）～4月30日（金） 必着 ※先着順受付ではありません

●受講資格

以下の要件を満たす方に限ります

- 1.介護保険事業所、障害福祉サービス事業所に勤務する介護職員の方
2. 所属事業所に実地研修の対象者がおり（特定の行為の対象者）、利用者の同意が得られること
- 3.実地研修の指導看護師が調整できること（申込時に、別途提出物あり）
- 4.該当利用者の、かかりつけ医に研修の承認を得られること→実地研修の際に指示書発行が必要なため

●☆研修の一部履修免除者について

以下に定めるものについては一部履修免除等の適応となります

「喀痰吸引等研修 第3号研修（特定の者対象）」の基本研修を修了した者

●申し込み方法

1.以下の書類に記入し、所定の応募期間内に必ずご郵送またはご持参ください

●様式「**第3号喀痰吸引等研修**」受講申込書」

●指導看護師の**看護師免許コピー**、**3号指導看護師研修修了書コピー**、**指導看護師等就任届出書** 計3枚

●研修の一部履修免除を**証明する修了書等のコピー**（☆該当者のみ）

2.応募書類確認の上、受講決定者には**令和3年5月7日（金）**までに「受講決定通知書」（受講料振込みご案内他）を郵送します。

3.受講決定者は、受講料を振り込み、受講決定通知に同封されている「受講料振込証明書添付票」に、各金融機関に振り込んだ証明書のコピーを添付（例：ATM利用明細書）し、**令和3年5月12日（水）**必着にてご郵送またはご持参ください。

4.「受講料振込証明書添付票」到着をもって受講正式決定とします。

●応募書類郵送先・お問い合わせ先（問い合わせ時間：平日9：00-16：00）

〒901-2132 浦添市伊祖4-16-1

介護老人保健施設アルカディア（担当：安保・富原）

電話：879-1000 FAX：875-4183

●注意事項

- ①本研修は先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可とします。
- ②申込者が定員を上回った場合は、1 施設当たりの受講者数など、研修受講優位性・必要性等について勘案の上受講決定をさせていただきますので、予めご了承ください。
- ③受講決定通知は**5月7日（金）**に所属事業所へ発送しますので、それ以前のお電話による可否のお問い合わせはご遠慮ください。万一通知が届かない場合は、**5月11日（火）**以降、上記までご連絡ください。
- ④受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金致しません。
- ⑤本研修修了者には、研修実施機関より喀痰吸引等にかかる基本研修「修了証明書」をお渡しますが、実際にたん吸引等の行為を行うためには、修了証明書受領後に実地研修を修了し、各自が沖縄県知事に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をする必要があります。また、その場合は事業所も別途沖縄県に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要ですのでご承知おきください。
- ⑥実地研修は、**6月30日までに終了**できるようにお願いします。

※年度後半にも3号研修実施予定です。今回の日程が合わない方も次回研修日にぜひご参加ください。